

令和6年1月12日

報道各位

新潟市公共建築課

【新潟市独自支援】令和6年能登半島地震で住宅被害を受けた方に対して、市独自の支援を実施します。

令和6年能登半島地震では、報道でも新潟市の地震による液状化の被害が取り上げられています。その被害は住家だけでなく、これに付随する門扉、土留め、駐車場などについて多くの被害が出ているとの声をいただいているます。

これらのことから、市は既存の住宅を修理して住み続ける際の独自の制度を設け、支援を実施することとしました。

つきましては、広報にご協力をお願いします。

【市独自の支援概要】

- 災害救助法に基づく国・県の支援制度（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）では対象とならない部分、例えば駐車場の段差解消やカーポート、門扉などの修理・工事を含め、液状化による住宅・宅地被害全般に対応する制度です。
- 罹災証明書が発行された住家とその宅地内の工事費に係るものが対象。（家具家電は対象外）
- 罹災証明書の区分に応じて支援します。

○被害認定状況別支援額

罹災証明書の区分	支援額（上限）
全壊（※）	100万円
大規模半壊	100万円
中規模半壊	50万円
半壊	50万円
準半壊	30万円
一部損壊	10万円

※全壊の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象となりませんが、修理することで居住することが可能となる場合は対象とします。